

お取引先様各位

2020年4月27日
丸尾興商株式会社
代表取締役社長
丸尾 高史

緊急事態宣言 延長の場合の対応につきまして

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が全国に発令されたことを受け、4月20日から5月6日まで以下の対策を実施しておりますが、緊急事態宣言が延長された場合は、同時に延長とさせていただきます。※現在の期限が5月6日とGW中のため、あえて事前に告知いたしました。

※状況が変わる場合がございます。その際は改めてご連絡申し上げます。

悪化する状況下でお取引先の皆様と弊社従業員およびご家族の生命リスクを少しでも回避するため、感染防止を引き続き徹底いたします。皆様におかれましてはご不便・ご迷惑をお掛けし誠に申し訳なく存じますが、なにとぞご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ① テレワーク(在宅勤務)を基本とします
- ② 出社を要する業務は交代制にて最小人数にとどめます
- ③ ご注文・お問合せは各営業携帯・メールにて承ります
- ④ 店頭受付を閉鎖します
- ⑤ 接触型の営業訪問を原則禁止し、電話・メール・LINE
・WEB会議にてお願いいたします

以上